

役員等報酬規程

社会福祉法人 常美会

社会福祉法人常美会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人常美会（以下「法人」という。）の役員及び評議員並びに各種委員の報酬及び実費弁償費について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、役員及び評議員並びに各種委員の職務執行の対価として支払われるものである。

(報酬)

第3条 役員及び評議員並びに各種委員への報酬は、原則として無報酬とする。

(理事会及び評議員会への出席実費弁償費)

第4条 役員が理事会又は評議員会に出席したときは、別表1により実費弁償費を支払うことができる。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員の業務実費弁償費)

第5条 役員が理事会又は評議員会への出席以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により実費弁償費を支払うことができる。

2 評議員が評議員会への出席以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(運営推進会議及び入所検討委員会並びに評議員選任・解任委員会への出席実費弁償費)

第6条 各種委員が運営推進会議又は入所検討委員会又は評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員並びに各種委員が、法人業務のため出張する場合は、別表3によ

り旅費規程の定めるところにより旅費等を支給する。

2 旅費等の決定にあたっては、法人の旅費規程を準用して起用する。

(兼務役員)

第8条 施設の職員を兼務する役員については、この規程を適用しない。

(施行の細則)

第9条 役員及び評議員並びに各種委員の報酬等の支給に関して、この規程に定めのない事項については、理事長が別に定める。

(改正)

第10条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表 1 (第 4 条及び第 6 条関係)

職 務	実費弁償費
理事会出席	5,000円
評議員会出席	5,000円
運営推進会議出席	5,000円
入所検討委員会出席	5,000円
評議員選任・解任委員会出席	5,000円

別表 2 (第 5 条関係)

職 務	実費弁償費
法人業務	5,000円

別表 3 (第 7 条関係)

職 務	旅費及び宿泊料
出張に係る旅費	旅費規程により支給